

# 大学資料保存施設データの可視化についての研究

## —博物館・図書館・文書館を概観して—

戎子卿（東京学芸大学）

### 1. はじめに 資料保存施設とは

資料を保存するための施設は、職務機能で大きく分ければ、博物館（museum）と、図書館（library）と、文書館（archives）がある。合わせて MLA 施設、または GLAM（G はギャラリー）と呼ばれたりする。

これまで個々で議論する機会が多く、先行研究には阿部伊作「大学図書館における大学アーカイブズ（学内組織記録）の扱い：大学図書館と文書館機能機関との補完関係について」、2009-2010；国立公文書館「平成 28 年度歴史資料として重要な公文書等の所在情報に関する調査報告書」、2017 などがあるが、資料保存施設の全体像をわかりやすく把握する研究はこれまで十分ではなかった。本研究は先行研究を踏まえつつ、各カテゴリの資料保存施設の原点に振り向き、それぞれの実態を多角的検証し、全体像を可視化する方法を模索する。

### 2. 大学における資料保存施設の分類

#### 2.1. 図書館

図書館については、大学は設置する義務がある。「学校教育法施行規則」（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号）第 1 条「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない」と決まっている。

全ての大学には図書館又は図書室があると理解して良い。2016 年に全国の大学図書館の集計では、分館等も含めて、1418 館である。（日本図書館協会, 2017）

#### 2.2. 博物館

博物館は社会教育の役割を果たす施設として、地方公共団体がその設置主体である場合が多い。大学図書館と違い、大学博物館の設置する義務がない。

##### 2.2.1. 博物館法での博物館

法律上の博物館の定義は、一般認識と少し違う。結論からいえば、大学は国公立を問わず博物館法の「登録博物館」を設置できる立場ではない。「博物館法」（昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号）第 2 条によれば、「登録博物館」の設置主体は、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人等が必要であり、その際、各都道府県の教育委員会に登録し、管轄もしくは指導を受けなければならない。現に、大学博物館を称する施設は、「博物館に相当する施設（以下、博物館相当施設という）」または博物館類似施設のいずれかに該当すると言えよう。

博物館相当施設は法律上、設置主体に制限はないが、都道府県の教育委員会に登録する必要があり、大学にとってはそれほどメリットがない（佐々木, 吉住, 2014）。博物館類似施設は法的な位置付けがなく、社会教育調査上の表記であり、文部科学省の統計ではよく見られる。実際、法定外である博物館類似施設が博物館と称する施設の中で大多数を占める（文科省, 2011）。大学の博物館も例外ではない。博物館類似施設の実態確認が難しいが、大学附設の博物館相当施設は表 1 にまとめた。

表 1：博物館相当施設である大学博物館（64 館）（文化庁, 2014）

北海道大学総合博物館	東海大学海洋科学博物館
北方生物圏フィールド科学センター植物園	東海大学自然史博物館

東北学院大学博物館	愛知学院大学歯学部歯科資料展示室
東北大学学術資源研究公開センター植物園	松蔭大学資料館
東北大学総合学術博物館 (東北大学理学部自然史標本館)	女子美術大学美術館 女子美アートミュージアム
東北福祉大学 芹沢銈介美術工芸館	東海大学松前記念館
秋田大学国際資源学部附属鉱業博物館	明治大学平和教育登戸研究所資料館
常磐大学博物館学博物館	日本歯科大学新潟生命歯学部 医の博物館
跡見学園女子大学花咲記念資料館	皇學館大学佐川記念神道博物館
立正大学博物館	大谷大学博物館
城西国際大学水田美術館	京都工芸繊維大学美術工芸資料館
日本大学理工学部科学技術史料センター	京都外国語大学 国際文化資料館
和洋女子大学文化資料館	同志社大学歴史資料館
大妻女子大学博物館	立命館大学国際平和ミュージアム
国立音楽大学楽器学資料館	龍谷大学 龍谷ミュージアム
国際基督教大学博物館 湯浅八郎記念館	大阪大谷大学博物館
駒澤大学禅文化歴史博物館	大阪音楽大学音楽メディアセンター 楽器資料館
実践女子大学香雪記念資料館	大阪経済大学 70 周年記念館ギャラリー
昭和女子大学光葉博物館	大阪芸術大学博物館
玉川大学小原國芳記念教育博物館	関西大学博物館
多摩美術大学美術館	天理大学附属天理参考館
帝京大学総合博物館	奈良大学博物館
東京家政大学博物館	京都大学白浜水族館
東京女子医科大学史料室 吉岡彌生記念室	広島大学総合博物館
東京農業大学「食と農」の博物館	梅光学院大学博物館
東京農工大学科学博物館	九州産業大学美術館
東京理科大学近代科学資料館	九州大学総合研究博物館
東洋大学井上円了記念博物館	西南学院大学博物館
日本女子大学成瀬記念館	長崎純心大学博物館
明治大学博物館	熊本大学五高記念館
早稲田大学會津八一記念博物館	別府大学附属博物館
早稲田大学坪内博士記念演劇博物館	鹿児島純心女子大学附属博物館

### 2.2.2. 大学博物館等協議会の加盟館

大学博物館等協議会は大学附置の博物館や設置準備委員会、国立博物館等で構成された団体で、加盟団体は国立大学 38 館、独立行政法人等 3 館、私立大学 1 館である。大学施設が計 39 ある (表 2)。

表 2：大学博物館等協議会に加盟している大学施設 (大学博物館等協議会, 2016)

北海道大学総合博物館	名古屋大学博物館
北方生物圏フィールド科学センター耕地圏ステーション植物園	愛知学院大学歯学部歯科資料展示室
弘前大学白神自然環境研究所	滋賀大学経済学部附属史料館
弘前大学資料館	京都大学総合博物館

岩手大学ミュージアム	京都工芸繊維大学美術工芸資料館
岩手大学農学部附属農業教育資料館	大阪大学総合学術博物館
東北大学総合学術博物館	大阪大学適塾記念センター
秋田大学大学院工学資源学研究科附属鉱業博物館	神戸大学海事博物館
山形大学附属博物館	島根大学ミュージアム
東京大学総合研究博物館	広島大学総合博物館
東京藝術大学大学美術館	広島大学医学部医学資料館
東京工業大学博物館	山口大学埋蔵文化財資料館
東京海洋大学海洋科学部附属水産資料館	香川大学博物館
東京農工大学科学博物館	愛媛大学ミュージアム
新潟大学旭町学術資料展示館	九州大学総合研究博物館
信州大学自然科学館	熊本大学五高記念館
富山大学和漢医薬学総合研究所民族薬物研究センター民族薬物資料館	宮崎大学農学部附属農業博物館
金沢大学資料館	鹿児島大学総合研究博物館
岐阜大学教育学部郷土博物館	琉球大学資料館(風樹館)
静岡大学キャンパスミュージアム	

### 2.3. 文書館

大学文書館は設置する義務がないため、数が少ない。近年その重要性が認識されつつあるも、まだその概念が浸透していないのが実情である。

図書館に比べればやや複雑になるが、博物館ほど体系が膨大ではないので、やや調べやすい。大学文書館は設置主体によって性格が違う。国立大学の場合、業務上で生成した文書は全て公文書（国立大学法人化を境目に行政文書から法人文書へ微妙に変更）であり、機関アーカイブズの役割を果たすべきである。本来、これらの文書は、保存期間が満了した後、廃棄になるか、国立公文書館に移管か、どちらかしなければならない。しかし、国立公文書館はほとんど移管を受け入れてない一方、価値ある公文書を全て廃棄してしまっている。公文書はきちんと保存しておかないと、説明責任を全うすることができず、民主主義の根幹を損なってしまう恐れがある。

2009年成立した「公文書等の管理に関する法律（以下、公文書管理法という）」（平成21年7月1日法律第66号）により、国立公文書館と別枠で、国立公文書館等を設けるようになった。つまり国立大学やその他独立行政法人は、各自で国立公文書館に等しい施設を作ることができた。そこへ自組織の公文書に移管すれば良いというわけである。

内閣府から国立公文書館等の指定を受けるには、一定の条件を満たさなければならない。移管制度、人員配置、収蔵庫など設備の要求、公開の体制、資料目録の整備などを中心に、ガイドラインが設けられている。たいていの場合、機関アーカイブズと収集アーカイブズの両方の機能を有しているが、第一義は機関アーカイブズである。表3では現在12の大学国立公文書館等をまとめた。

表3：国立公文書館等の指定を受けた大学施設（内閣府, 2017）

北海道大学大学文書館 公文書室	名古屋大学大学文書資料室
東北大学学術資源研究公開センター史料館 公文書室	京都大学大学文書館
筑波大学アーカイブズ	大阪大学アーカイブズ
東京大学文書館	神戸大学附属図書館大学文書史料室

東京外国語大学文書館	広島大学文書館
東京工業大学博物館資料館部門 公文書室	九州大学大学文書館

### 3. 大学資料保存施設可視化のアプローチ

#### 3.1. リレーショナルデータベース構想

このように、様々な角度から見た大学の資料保存施設を、どのようにまとめ、分類し、全体状況を把握するか。

大学博物館は類似施設である場合が多く、その全体をなかなか確認しにくい。例えば、東京工業大学博物館や金沢大学資料館など、博物館相当施設ではないが、大学博物館等協議会のメンバーであり、活発に活動している。また、東京工業大学博物館には資料館部門があり、文書館にも該当する。金沢大学資料館の場合、設立当時は博物館だけだったが、2001 年から文書館の機能も付加され、まだ国立公文書館等の指定こそ受けていないものの、大学文書館としても言える。

このような複数の性格を持つ施設が少なくないことを考慮し、大学の資料保存施設を可視化する際、その現状を如実に反映する仕組みが必要である。システム設計の際、リレーショナルデータベースで ER モデルを構築ことによって実現できる。

その際、参考となるのは、国際公文書館会議 (以下 ICA という) が発表した「アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準」(以下、ISDIAH という) である。ISDIAH では機関ごとに類型を記述できるので、文書館以外、図書館や博物館としても記述できるのは利点である。もともと ISDIAH は大学に限定しているわけではないので、政府機関や他の研究所、団体を持つ施設についても記述できる。

表 4 : ISDIAH の記述項目の一部抜粋

	英語版 (ICA, 2008)	日本語版 (国立公文書館, 2010)
5.1	IDENTITY AREA	固有性の領域
5.1.1	Identifier	識別子
5.1.2	Authorised form(s) of name	名称の典拠形
5.1.3	Parallel form(s) of name	名称の平行形式
5.1.4	Other form(s) of name	名称の他の形式
5.1.5	Type of institution with archival holdings	アーカイブズ所蔵機関の種類

表 4 の項目 5.1.5 は分類についての記述である。データベースで機関テーブルと分類テーブルを作成し、機関テーブルの分類コード (外部キー) と分類テーブルの主キーをつなげることによって、分類に関する詳細情報を参照できるようになる。また、外部キーは複数入力可とする。

#### 3.2. データベースの作成

上記方法で、東京学芸大学大学史資料室のアーカイブズプロジェクトの参加機関の一覧ページを作成した (URL=<https://archives.u-gakugei.ac.jp/repositorybrowse.php?all=all>)。

現在のところ、国立大学の附属図書館がほとんどで、少なからず文書館と博物館もある。

図 1 左のサイドバーにはフィルタ機能がある。各施設で設定された分類でフィルタリングすれば、検索結果を狭めることができる。1 つの施設は複数の分類を設定できる。現在、「大学」「図書館」「文書館」「博物館」4 つのフィルタがある。タグとして理解することもできる。現時点の参加機関が 33 館あり、すべてが大学の施設であるため、「大学」タグの数が 33 である。また、中には 30 施設が図書館なので、「図書館」タグ付きの施設が 30 件あり、同様に「文書館」タグ付きの施設が 3 件で、博物館タグ付きの施設が 1 件である。また、所在地タグは 48 個あり、日本の 47 都道府県及び海外となっている。

それぞれクリックして、フィルタによって表示データを絞ることができる。なお、許可を得た機関のロゴマークも入っているため、視認性の向上に貢献している。良いデザインであることも、可視化研究の書かせない一環だと考える。

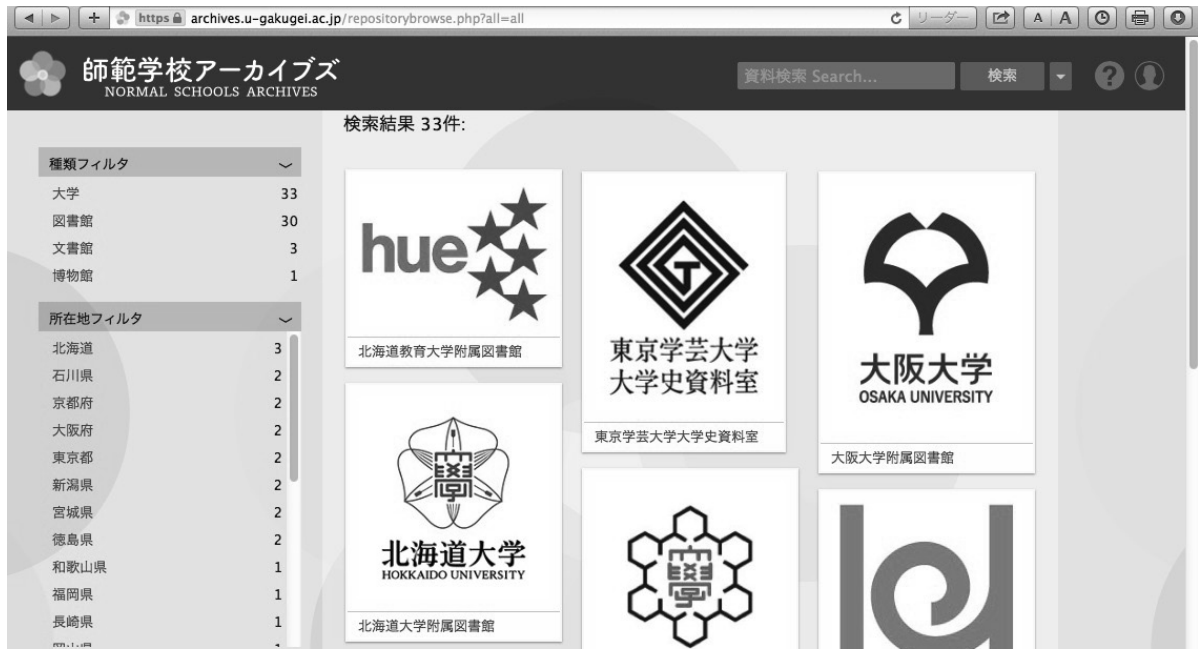


図1：資料保存施設情報データベースの作例

#### 4. むすびにかえて

上記のように、大学資料保存施設のデータベースを初歩的に作成し、可視化を試みた。しかし、施設の数はまだ少なく、大学の MLA を網羅するまでは遥かにほど遠い。

実際、今回ご紹介した大学の MLA 施設のリスト以外にも、様々な統計方法による大学資料保存施設およびその他の複合施設がある。今後の展望として、本研究で触れた大学図書館・博物館・文書館を含め、まだ列挙していないものの実在するいろんな枠の中の大学資料保存施設を網羅的に調べたい。より多くの施設データを集め、データベース化させ、もう一歩進んだ可視化研究を行いたい。

#### 【参考文献】

1. International Council on Archives Committee on Best Practices and Standards, ISDIAH: International Standard for Describing Institutions with Archival Holdings, 2008, [http://www.ica.org/sites/default/files/CBPS\\_2008\\_Guidelines\\_ISDIAH\\_First-edition\\_EN.pdf](http://www.ica.org/sites/default/files/CBPS_2008_Guidelines_ISDIAH_First-edition_EN.pdf)
2. 佐々木奈美子, 吉住磨子「博物館相当施設という選択と大学博物館」佐賀大学文化教育学部研究論文集 19(1), 217-227, 2014-08
3. 大学博物館等協議会 HP「大学博物館等協議会加盟館(平成 28 年 6 月 30 日)」<http://univ-museum.jp/pdf/list20160630.pdf> (2017.7.2 確認)
4. 独立行政法人国立公文書館訳「ISDIAH アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準」2010, [http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/isdiah\\_jpn.pdf](http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/isdiah_jpn.pdf)
5. 内閣府「国立公文書館等の名称及び所在地 (平成 29 年 4 月 1 日)」<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/about/kikan/kantou/kantou.html> (2017.7.2 確認)

6. 日本図書館協会図書館調査事業委員会編『日本の図書館 統計と名簿 2016』日本図書館協会, p.231, 2017.2
7. 文部科学省「博物館の概要 (平成 23 年 10 月現在)」[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_l/08052911/1313125.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1313125.htm) (2017.7.2 確認)
8. 文化庁「第 4 回ミュージアム・エデュケーター研修配布資料 別紙 1 登録博物館、博物館相当施設及び公開承認施設一覧」東京国立博物館にて, 2014.9.17